

令和3年度くしろステイメンバーズカード事業実施要綱

(目的)

第1条 当該事業は、当市（くしろ長期滞在ビジネス研究会会員が管理する市外の物件を含む）に長期滞在あるいは二地域居住する者に対し、釧路市所管の一部施設について、市民と同条件での利用を可能とするなどの優遇措置等を設けた「くしろステイメンバーズカード」（以下、滞在者証という）を交付し、以下の各号を目的とする。

- (1) 地域交流促進による釧路愛向上とリピート率の向上。
- (2) 地域交流促進による滞在期間の延長。
- (3) 地域交流促進による二地域居住の促進。
- (4) 当市所管施設の利用者数増加。

(対象)

第2条 滞在者証の交付対象者は各号のとおりとする。

- (1) おためし暮らし等移住先（起業含む）の検討、避暑、避粉、芸術等創作活動での滞在を目的として、市内もしくはくしろ長期滞在ビジネス研究会会員が管理する市外の有料宿泊施設等に4日以上滞在している長期滞行者。
- (2) 物件を所有あるいは、一般賃貸契約を取り交わしている二地域居住者。
- (3) 以下の者は対象としない。ただし、以下のア、イに該当する者で、今後関係人口の創出になりうる者はこの限りではない。
 - ア ビジネス滞行者（出張を目的とする滞在）
 - イ スポーツ滞行者（調整、練習、大会出場のための滞在）
 - ウ 政治活動、街宣活動、宗教活動、公序良俗に反する活動を目的とした滞行者

(滞在者証)

第3条 滞在者証の有効期間及び規格は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 有効期間は、発行年度内とする。
- (2) 滞在者証のデザインは、別記に定めることとする。

(申請)

第4条 滞在者証の発行を希望する者（以下「申請者」という）は、くしろステイメンバーズカード発行申込書（様式1）に、入居に係る契約書等または領収書等の写しを添付し申請するものとする。なお、申請者が二地域居住者の場合の添付書類については、不動産の住所を確認できる書類の写しとする。

2 但し、くしろ長期滞在ビジネス研究会会員からの報告で、滞在期間等を確認できる場合は、前項の規定による書類添付を省略することができる。

(発行)

第5条 申請者より、第5条に基づく申請があったときは、滞在者証を発行する。

2 発行は、市役所の業務時間（土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前8時50分から午後5時20分まで）内において行う。

3 発行できる枚数は1人1枚とする。

(再発行申請)

第6条 以下の事由が発生した場合には、再発行できるものとする。

(1) 紛失

(2) 盗難

(3) 偶発的な破損

(4) 前号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき

2 前項に掲げる事由により、滞在者証の再発行を希望する者（以下「再発行申請者」という）は、くしろステイメンバースカード再発行申込書（様式2）に、氏名、住所等が確認できる書類（運転免許証等）の写しを添付し申請するものとする。

3 再発行申請者から前項の規定に基づく申請があったときは、滞在者証を再発行する。

4 発行する時間帯、発行枚数は前条第2項及び第3項の規定に準ずる。

(交付)

第7条 滞在者証は、申請者に直接交付することとする。

2 但し、申請者が郵送による交付を希望し、滞在施設の所在地が確認できる書類（第5条の添付書類で確認できる場合は不要）及び氏名、住所等が確認できる書類（運転免許証等）の写しを提出した場合は、郵送により交付することができるものとする。

3 前項の規定に基づく郵送による交付については、滞在施設が宛先の場合のみ可能とする。

(利用規定)

第8条 発行した滞在者証のコピーは効力を有しない。

2 前条の規定により滞在者証の交付を受けた者（以下「交付者」という）が、別記に定める優遇措置・特典等を受ける際には、必ず滞在者証を提示するほか、優遇措置・特典等を提供する施設等から求められた場合には、本人確認ができる書類等（運転免許証等）を提示しなければならない。

(取消)

第9条 市長は、次の各号に該当すると認められる交付者に対し、滞在者証を返納させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により滞在者証の交付を受けた者。

(2) 市内公共施設において、粗暴な言動や行動を行った者。

(3) 市民や長期滞在者等、釧路市内で生活する人々に、粗暴な言動や行動を行った者。

(4) 市の信用を著しく失墜する行為をした者。

(5) 第1号から第4号に掲げる者のほか、市長が相当と認める事由等があった者。

（発行の拒否）

第10条 市長は、前条第2号から第5号に掲げる規定に該当すると認められる者または、過去に前条の規定により滞在者証を返納させたことのある者に対して、滞在者証の発行を拒否することができる。

（特典への参画）

第11条 特典に参画できる者は原則、くしろ長期滞在ビジネス研究会に所属している会員（以下「研究会会員」という）、または研究会会員が関連する団体・事業者等とする。

2 付与する特典の運営・管理等については、参画事業者の責務によって行うものとする。

3 カードの申請時に得る個人情報については、滞在者証発行元である釧路市に帰属し、やむを得ない場合を除き、原則、参画事業者への情報提供は行わないものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めのない事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。